

保育園等利用の手引き

1 保育の利用について

保育所等は、保護者が「保育を必要とする事由」に該当することにより、保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、集団生活を経験させたい、などの理由だけでは入所できません。

利用する施設については、申請者の希望、家庭状況などに基づき、町が決定します。

2 保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

保育所等で保育を希望される方は、次の支給認定を受ける必要があります。

【支給認定の種類等】

区分	年齢	主な利用先	保育の必要量 (保育時間)
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園（保育部分）	①保育標準時間 (最大11時間/日)
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業所	②保育短時間 (最大8時間/日)

【保育認定の事由・保育必要量の認定】

保育認定（2号認定、3号認定）には、保護者が以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育の必要量（保育時間）は、保護者等の就労状況等に応じて町が認定いたします。

保育の必要な事由		保育の必要量	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※月48時間以上の就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、自営業など基本的にすべての就労を含む	就労時間 による (※1)	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ※3号認定は事由継続の場合 就学前まで延長可能
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前2ヵ月 出産後：出産月を基準に後2ヵ月
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3ヵ月

〈次頁へ続く〉

保育の必要な事由		保育の必要量	認定期間・入所期間
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	申請内容による	2号認定は就学前まで 3号認定は満3歳に達する日の前日まで ・3号認定は事由継続の場合就学前まで延長可能 ・保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
就学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による(※1)	
社会的養護	児童福祉等の観点から、特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	保育標準時間	
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※1 就労・就学時間等の基準 保育標準時間 月120時間以上

保育短時間 月48時間以上120時間未満

保育の必要な事由が変更されるときは、その都度、認定変更の手続きが必要になります。

3 保育時間について

認定を受けた保育の必要量に応じて、通常保育時間の範囲内で保育園を利用することができます。利用時間は、保護者の就労等の実態により児童一人ひとり決定します。

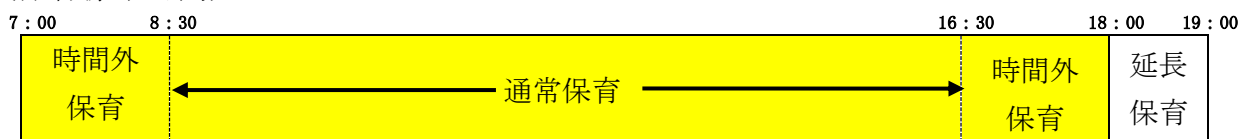
【保育園開所時間】

平日： 7時00分～19時00分

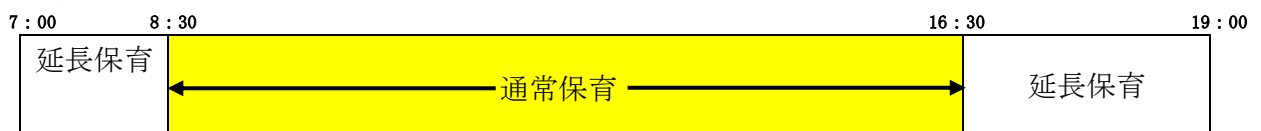
土曜日： 7時00分～14時00分 ※杉戸みちのこ保育園のみ 18時00分

例：保育必要量（保育時間）のイメージ図

〔保育標準時間〕



〔保育短時間〕



4 令和5年度クラス年齢について

4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

令和5年4月1日に生後6ヵ月を経過している乳児から申請が可能です。

クラス年齢	生 年 月 日	
5 歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017年4月2日～2018年4月1日
4 歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018年4月2日～2019年4月1日
3 歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日	2019年4月2日～2020年4月1日
2 歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日
1 歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日
0歳	令和4年4月2日～6ヶ月経過児	2022年4月2日～6ヶ月経過児



5 保育料について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児クラスのすべての児童、0歳児から2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の児童については、保育料の負担がありません（無償化）。

○利用者負担額表（0歳児から2歳児クラス） ※月額 単位：円

階層 区分	定義		保育 標準時間	保育 短時間
第1	生活保護法による被保護世帯等		0	0
第2	町民税非課税世帯		0	0
第3	町民税均等割のみ課税世帯		9,800	9,800
第4	町 民 税 所 得 割 額	48,600 円未満	11,700	11,700
第5		48,600 円以上 72,800 円未満	19,500	19,200
第6		72,800 円以上 97,000 円未満	23,000	22,700
第7		97,000 円以上 133,000 円未満	33,000	32,500
第8		133,000 円以上 169,000 円未満	36,500	35,900
第9		169,000 円以上 235,000 円未満	47,500	46,700
第10		235,000 円以上 301,000 円未満	50,500	49,700
第11		301,000 円以上 397,000 円未満	55,600	54,700
第12		397,000 円以上	59,000	58,000

- ・保育料の額は、保護者の市町村民税の課税状況に応じて算出されます。なお、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除は適用されません。
- ・保育料の決定時期は年2回です。4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当年度の市町村民税所得割額に応じて決定します。

【令和5年度の保育料切替時期の例】

4月～8月分：令和4年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

9月～3月分：令和5年度の市町村民税所得割額に基づく保育料

- ・納入方法は、原則として口座振替となります。
- ・正当な理由なく保育料を滞納しますと、滞納処分を受けることがあります。

○保育料の軽減について

①小学校就学前の範囲に児童が2人以上いる多子世帯（＊兄弟年齢要件あり）

小学校就学前の範囲に児童が2人以上いる場合、最年長の児童を第1子、その下の児童を第2子としてカウントします。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（杉戸町立幼稚園以外の幼稚園等に通園されている兄弟の場合、在籍証明書を提出していただく必要があります）。

【イメージ】（第7階層・保育標準時間認定の場合）

第1子（5歳児クラス）	第2子（2歳児クラス）	第3子（0歳児クラス）
全額負担ですが、 無償化により →（無料）0円	33,000円 →（半額）16,500円	33,000円 →（無料）0円

②市町村民税所得割課税額が57,700円未満の多子世帯（＊兄弟年齢要件なし）

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（第3階層から第5階層の一部に該当する世帯）について、保育料が、第2子が半額、第3子以降が無料となります。

③ひとり親等の世帯のうち第3階層から第4階層

母子・父子・在宅障害児（身体障害者手帳等の交付を受けている児童）のいる世帯のうち、第3階層から第4階層の方は、保育料が次のとおりとなります。

該当される世帯は、添付書類が必要になる場合があります。（身体障害者手帳のコピー等）

【利用者負担額表】（減額後）

階層区分	保育料（月額・単位：円）
第3	4,400
第4	5,350

④ひとり親等の世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯

母子・父子・在宅障害児（身体障害者手帳等の交付を受けている児童）のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満の世帯（第5階層及び第6階層の一部に該当する世帯）の方は、保育料が次のとおりとなります。

【利用者負担額表】（減額後）

階層区分	保育料（月額・単位：円）
第5	9,000
第6	9,000

⑤ひとり親等の世帯かつ多子世帯に該当し、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯（＊兄弟年齢要件なし）

母子・父子・在宅障害児（身体障害者手帳等の交付を受けている児童）のいる世帯のうち、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯（第 3 階層から第 6 階層の一部に該当する世帯）の場合は、第 2 子以降の保育料が無料となります。

⑥埼玉県多子世帯保育料軽減事業に該当する世帯（＊兄弟年齢要件なし）

保育所等に通っている令和 5 年 4 月 1 日現在 3 歳未満の児童が、世帯の第 3 子以降に該当する場合は無料となります。

（＊予告なく内容変更または事業終了となる場合があります。）

6 給食費について

3 歳児クラスから 5 歳児クラスの児童は、保育園で定める給食費（主食費、副食費）がかかります。

○副食費の免除について

保育園に通う 3 歳児クラスから 5 歳児クラスの児童のうち、下記条件のどちらかに当てはまる場合は、副食費が免除となります。

① 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯（＊兄弟年齢要件なし）

② 小学校就学前の範囲に児童が 3 人以上いる場合、第 3 子以降の児童（＊範囲内の最年長の児童から第 1 子、第 2 子、第 3 子とカウントします。）

なお、副食費免除の有無にかかわらず、主食費は 3 歳児クラスから 5 歳児クラスの全ての児童にかかりますのでご注意ください。

7 町内保育所一覧

区分	保育園名	所在地	電話番号
町立	泉保育園	大字宮前 7 5 番地 1	(38)0621
	高野台保育園	高野台南二丁目 8 番地	(31)2501
	すぎと保育園	大字清地 1 7 6 8 番地 3	(53)8479
私立	高野台こどもの家保育園	高野台西一丁目 3 番地 2	(31)0018
	高野台こどもの家保育園 (分園)	高野台西一丁目 4 番地 1	
	双葉保育園	大字下高野 2 7 5 3 番地	(33)9386
	杉戸みちのこ保育園	大字杉戸 2 6 7 7 番地	(38)6940
	杉戸中央みちのこ保育園	杉戸三丁目 9 番 3 号	(38)6940

※高野台こどもの家保育園（分園）は、0・1歳児のみ入所可能です。

※入所児童の人数等により、異年齢児との混合クラスとなる場合があります。

《保育園入所に関するお問い合わせ先》

杉戸町役場 子育て支援課 幼稚園・保育園担当
〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目 9 番 2 9 号

TEL : 0480-33-1111(代) 内線 277

E-mail : kosodateshien@town.sugito.lg.jp